OUKA
Osaka University Knowledge Archive

Title	源氏物語奥入の系統 : 大橋本系統を中心に
Author(s)	岩坪, 健
Citation	詞林. 1987, 1, p. 26-35
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67236
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

源氏物語奥入の系統

——大橋本系統を中心に——

岩坪　健

序

「奥入」は、源氏物語の注釈書であると同時に、池田亀鑑氏が、

第一次奥入の欠脱といふことは、青表紙本証本の判定において致命的な欠陥である。（「源氏物語大成　研究篇」七八頁）

と論じられて以来、物語の本文系統を判別する根拠でもあった。この池田説に対し、阿部秋夫氏は疑問を投げかけられたが（注1）、今後新たに「奥入」の付いた源氏物語が発見された時、物語本文だけでなく「奥入」の系統も決める必要がある。そのためには「奥入」は、大橋本系（注2）・大島本系（注3）・別本系（注4）・異本系（注5）に分類されているので、各々の系統に新しいのを照合すればよい。そのとき注意すべきことは、例えば項目は大橋本と同じでも注釈本文は異なる場合である。その一例として、復製の解題では大橋本系とされたが（注6）、その後、大島本系に近いと見なされた（注7）中山本「奥入」の柏木の巻を取り上げてみよう。

まずこの巻の項目だけを系統別にみると、大島本系は二項目、大橋本と別本系は十項目、異本系は十二項目である。中山本は十項目であるので、大橋本系か別本系であるといえる。次に本文の異同をみると、両系統は白氏文集の解説を記した項目で大きく対立するが（注8）、中山本は別本系とほぼ同じであるので、その系統であるといえる。

このように項目の数や種類だけでなく、注釈本文の異同も考慮にいれないと、新出の「奥入」がどの系統であるか正しく判断できないが、その手がかりを指摘するのが本稿の目的である。ここでは他の系統による項目の追加・注釈の補足・本文の改訂などが著しい大橋本系を中心に考えることにする。と言うのは、このように他系統の影響を受けやすく、とりわけ大橋本の本文に似ていながら系統を異にする箇所は、新出の「奥入」を分類する上で注意しなければならないからである。

以上の主旨に従い、次のように論を進める。まず本稿で用いる大橋本系の諸本を説明し［第一節］、それらに追加された項目はどの系統によるかを押さえてから［第二・三節］、本稿の主眼である大橋本系の本文異同を取り上げ、系統の違いを考察する［第四・五・六節］。

一　大橋本系統の諸本

大橋本系統の原本である大橋本は、三度にわたり忠実に臨模されている。まず定家が没してから約六十年後に鷹司兼冬が臨写した一本、次いで近世に二度写された東山御文庫所蔵の二本である。

臨模本以外でこの系統と認められるのは次の五本で、いずれも大橋本と同じ定家の奥書がある。

・尊経閣文庫所蔵本（尊経閣本と略称する）

次の識語によると、中院通村は称名院（三条西公条）の真跡と鑑定している。

「此一冊者称名院右禅府真跡／尤可為証本者也／正二位水原通村（朱印）」

・阪本龍門文庫所蔵本（烏丸本と略称する）

『龍門文庫善本書目』には「烏丸光広書写本。（中略）光広の署名はないが、その筆跡は疑問の余地がないと思ふ。」とある。尊経閣本に極めて近いが親子関係ではない。

・東海大学桃園文庫所蔵一本（桃園本と略称する）

・書陵部所蔵本（書陵部本と略称する）

「図書寮典籍解題（文学篇）」によると江戸初期の書写で、外題は霊元天皇筆、巻末には「本云」に続き定家の奥書があり、さらに次の識語がある。

「同本云　応永四年八月上旬以彼自筆之本／書写同校合畢」

・群書類従本（版本を用いる）

定家の奥書は「非人桑門明静」で終わり、横に「秋南光雄」とあるが、その人物名は不明。

以上、臨模本三本と転写本五本を大橋本系統として取り上げる。

さて現在の大橋本とその系統の諸本は、すべて単独の冊子本である。しかし大橋本の原形は、その奥書の一節「毎巻奥所注付僻案切出為別紙」で説明されているように、元は各帖の奥に入っていたので、定家は一冊にまとめてからもその表紙に「奥入」と記したのである。その際、「奥入」と同じ丁に書かれた物語の末尾本文は一緒に切り出されたが、臨模本はそれも写されているので現在の大橋本の系統である。一方、転写本にその物語本文が全くないのは、「奥入」がまだ帖末にあった時に書写して一冊にまとめたからかもしれない。但し転写本にも、切り出して別冊にした時に書かれた大橋本の奥書があるが、奥書は他の系統にも追加できるので（注9）、その有無によって系統を判別するのは危険である。そこで以下、決め手になる証拠を二例紹介する。

まず一つは錯簡である。現在の大橋本は粘葉装のように糊付けされているが、元は鷹司兼冬が臨模した本と同じで、料紙の右端に継ぎ足した別の紙に穴を空け紐で綴じていた、と池田亀鑑氏は推定された（注10）。紐綴じの場合、料紙が綴じ紐から離れ別の箇所に紛れ込むと錯簡が起こるが、現在の大橋本は夕霧の巻に早蕨の巻が一丁混入しているだけで、その乱丁はこの系統の全写本にみられる。このように他の巻に紛れるのは、切り出してまとめてから起こったと考えられるので、転写本も臨模本と同じ別冊の系統である。

もう一つの証拠は、注釈の配列が帖末を切り出す前と後では異なる、と推定できる匂宮の巻にある。現在の大橋本の配列を示すと、

（注11）

九四丁表　巻名（切り出した後の補筆）と巻の別名

九四丁裏　引歌三首

九五丁表　白紙

九五丁裏　一行目に「伊行」とあり、二行目以下は漢文の勘物が二項目ある。

九六丁表　有職故実の記録。左端に別紙（多久行の説あり）を糸で綴じる。

九六丁裏　白紙

であるが、伊行著『源氏釈』（前田家本）は九五丁裏の漢文のあとに九四丁裏の引歌があり、この方が本文順である。ではなぜ乱れたのか。それは山脇毅氏が、「定家が奥入を切出した時に、ここに綴ぢ誤りを起し」（「源氏物語の文献学的研究」三五四頁）と指摘されたように、もとは前田家本『源氏釈』と同じ配列であったのを綴じ変えたから、と考えられる。影印（日本古典文学影印叢刊）を見ると、九四丁裏の一行目は右半分が損傷しているが、これは切り出した時の破損であろう。すると九四丁目は表裏を逆にして綴じたことになる。そこで切り出す前の料紙の順序を復元すると、

九五丁表・裏、九四丁裏・表、九六丁表・裏

となる。定家は、元の九四丁目と九五丁目を逆に置き、更に九四丁目は切れ目を外側にして綴じたのである。切れ目を外に出したのはうっかり綴じ誤ったのではなく、巻の別名を記した九四丁表を最初に置き、その右横に巻名を書くため、故意に綴じる順序を変えたのであろう。

この巻の配列は、臨模本も転写本もすべて同じであるので、どの写本も切り出して別冊にまとめた系統である。転写本に物語の末尾本文がないのは、書写されなかっただけであるといえる。

二　項目の追加　―書陵部本―

大橋本系統の諸本は、すべて一つの親本から派生したことが前節で証明されたので、親本に存在せず転写本にある項目は後世に追加された、と見なせる。追加項目は転写本のうち、書陵部本と群書類従本に見られ、尊経閣本・烏丸本・桃園本には異同はない。本節では書陵部本、次節では群書類従本の追加が何から引用されたかを問題にする。

書陵部本には、大橋本にない注釈が和歌ばかり四首あり、各々の巻において本文順に置かれている。以下それらを列挙するが、異本系「奥入」にはこの四首は全くない。

A　玉鬘の巻に追加された一首は、大橋本と別本系では物語本文が書き込まれているだけで、引歌が不明だったものである。その和歌は「異本紫明抄」所収の「定家釈」と「奥」にある。

B　東屋の巻の一首も、大橋本には物語本文しかない。この引歌は「異本紫明抄」の「奥」、及び群書類従本と別本系にある。

C　真木柱の巻の二首はA・Bと異なり、大橋本には物語本文さえ引かれていない。二首とも別本系と「異本紫明抄」（出典表記は一首目にはなく、二首目は「勘文」）にある。群書類従本には一首目はあるが、二首目はない。

このA・B・Cは何から追加されたのであろうか。

・　別本系の真木柱の巻は、大橋本の注釈にCの二首があるだけなので、Cはその系統から追加されたと考えられる。

・　別本系の東屋の巻はB以外に、大橋本には引用本文もない引歌が四首もあり、もしBがその系統に拠ったのであれば、引用本文がなくてもCのように追加したであろう。一方この巻の「奥」（『異本紫明抄』所収）の注釈で、大橋本にないのはBの一首だけであるので、Bは「奥」系統の「奥入」に拠るといえよう。

・　Aは『異本紫明抄』所収の「定家釈」・「奥」の系統から引用したのであろう。

以上より、A・Bは現存しない「奥入」、Cは別本系に拠ると推定されるが、C以外にも別本系独自の注釈があるのに、なぜ書陵部本はCの二首だけ選んだのであろうか。その理由を次に考える。

別本系は現在、単独の冊子本のほか帖末の注記に伝わっている。例えば天理図書館所蔵・室町時代末期写の源氏物語三十三冊のうち、八冊に「奥入」があり、そのうち六冊は大島本系、一冊は大橋本系、一冊は別本系である。書陵部本に用いられた別本系も別冊ではなく帖末にあり全帖揃っていず、真木柱の巻以外は大橋本系の巻しかなかったので、Cしか追加されなかった、と考えられる。またA・Bを含むと想定した「奥入」からも二首しか引用していないが、それは大橋本に極めて近かったから、或は帖末にあり全巻揃っていず、A・Bの巻以外は大橋本系であったからであろう。

以上により、書陵部本の追加項目（四首）は帖末の別本系と現存しない「奥入」から引用された、とまとめられる。

三　項目の追加　―群書類従本―

大橋本になく群書類従本にある項目は、次の五巻に見られる。

（一）　蛍の巻

大橋本とその臨模本には蛍の巻と篝火の巻がないため、この二巻が本来あったかどうか不明であるが、群書類従本には蛍の巻だけある。『源氏釈』と異本系「奥入」には両巻ともあるので、もしそれらから引用したのであれば、篝火の巻も補ったであろう。それに対して別本系「奥入」には、群書類従本と同じ蛍の巻があり、篝火の巻はないので、それに拠ったと考えられる。

（二）　花宴の巻

大橋本では物語本文も引かれていない注釈が一項目追加され、本文順に置かれているが、それは大島本系・別本系・異本系にある。この巻の大島本系・別本系で大橋本にない注釈はこれだけだが、異本系にはそれ以外に五項目もある。従って、異本系から大橋本にない六項目のうち、この一項目だけ追加したと考えるよりも、大島本系か別本系に拠ったとみる方が自然である。

（三）　東屋の巻

大橋本になく書陵部本にある引歌一首が、群書類従本にもある。書陵部本と同様、現存しない「奥入」から追加したのであろう。

（四）　真木柱の巻

大橋本になく書陵部本にある引歌二首のうち、一首だけ群書類従本にある。書陵部本と同じく別本系から二首追加したが、転写される間に一首は脱落したのであろうか。

（五）　宿木の巻

大橋本にも異本系にもない三項目（屯食・碁手銭・紛熬の説明）が、次のように配列されている。

漢詩　（一七六六頁一二行めの注釈）（注12）
・屯食の説明　（一七七一頁六行め）
・碁手銭の説明　（一七七一頁六行め）
・紛熬の説明　（一七七一頁十行め、一七七八頁二行めにもあり）
物語本文の引用　（一七六六頁一三行め）
「伊勢海　見上」　（一七六七頁一一行め）
引歌一首　（一七七六頁一三行め）

この三項目は別本系の巻末にも連続してあり、説明の本文まで同じである。『異本紫明抄』にもあるが、別本系より説明が簡単で出所は記されていない。

今までみてきた追加項目は、すべて本文順に置かれている。一方この巻の配列は、大橋本も郡書類従本も大体本文順であるのに、なぜこの三項目だけそうでないのであろうか。その直前を見ると、郡書類従本も別本系も同じ注釈（漢詩）であるので、これらを別本系から引用した際、同じ箇所に置いたと考えられる。但し別本系にはこの三項目のほか、大橋本にない引歌が三首もあり、前の（四）のように脱落したとみなすには多すぎるが、一応それからの追加とみておく。

以上より、（三）以外は別本系から、（三）は現存しない「奥入」から引用されたといえる。但し（二）は大島本系からとも考えられる。

前節と本節をまとめると、書陵部本・群書類従本の追加項目は、系統不明の「奥入」から一、二首引用されたほかは、別本系に拠ると推定される。大島本系の影響は、その独自項目がないため決定できない。次節からは、他系統によって本文を改めた例を問題にし、「奥入」の系統分類の手掛りを提示する。

四　本文の改訂　―桐壺の巻―

大橋本系統のうち、尊経閣本・烏丸本・桃園本・書陵部本の桐壺の巻は、大橋本と同じである。群書類従本も項目の配列は同じであるが、注釈の本文を異にする例が三つある。

例一　長恨歌

・帰来池苑皆依旧　大液芙蓉未央柳　（大橋本）
・対此如何　芙蓉似面柳如眉　（明融本・三七丁表の一行目）

両者とも長恨歌の一節で、大橋本のすぐ後に明融本が続く。両者は異なるが、この項目は源氏物語の次の一節

大液芙蓉未央柳もけにかよひたりしかたちを（『源氏物語大成』の底本）

の注釈であるので、大橋本の二句めは必要である。明融本の三六丁目は三ミリほど残して切り取られているので、おそらくそこに大橋本の二句があったのであろう。他の系統をみると、異本系は大橋本と同じ、別本系は本来の明融本と同じ四句で句の順序も同じである

が、「似」ではなく「如」である（注13）。一方、群書類従本の注釈は

帰来池苑皆依旧　大液芙蓉未央柳
芙蓉如面柳如眉　対此如何不淚垂

で、「定家釈」（『異本紫明抄』所収）と一致するが、明融本とは「似」と「如」、そして句の順序を異にする（注14）。

例二　「延長七年二月十六日當代源氏二人元服」の記録

「先是」の二文字が、大橋本・尊経閣本・烏丸本・書陵部本（以上の四本をまとめて甲群とする）になく、群書類従本・明融本・別本系・異本系・「定家釈」（以上を乙群とする）にある。この二文字はこの箇所にしかないので、目移りの可能性はない。これは大橋本が書き落としたので大島本系で補ったのかもしれないが、甲群と乙群を区別する根拠になる。

例三　「屯食事　天慶三年親王元服日」（大橋本の本文）の記録

甲群の見出しは右記の通りであるが、乙群は大橋本と逆で「天慶三年親王元服日屯食事」である。また「列立」の二字が甲群になく乙群にあるが、これも例二の「先是」と同じく一例しかないので、目移りではない。この「列立」の直前にある一節「左馬寮五具御監仰儲之」（大橋本）が明融本にだけないが、脱落したのかもしれない。

以上の三例をまとめると、群書類従本の例二・三は明融本・別本系（注15）・異本系・「定家釈」と同じであるが、例一は明融本・別本系と異なり「定家釈」と一致するので、三例とも「定家釈」の系統に拠って本文を改訂したといえよう。

念のため、この巻の他の項目をみると、明融本・別本系には大橋本にない引歌が一首あるし、別本系・異本系には大橋本と同じ巻名の説明のあと「桐壺ハ正説也壺前裁ハ異説也」が補足されている（注16）。もし群書類従本の改訂本文がそれらに基づくのであれば、大橋本にない引歌や説明も追加したであろう。それに対し、「定家釈」には先の三例以外に独自の注釈はないので、やはりこの系統に拠るといえる。

五　本文の改訂　―初音の巻―

初音の巻の群書類従本は大橋本と同じに見えるが、次に挙げる一例は注釈の本文が異なる。この巻には男踏歌が描かれ、その注釈として「新儀式」から引かれた「踏歌儀」の記録は、大橋本系・大島本・別本系・異本系のほか、「定家釈」と「奥入」（ともに『異本紫明抄』所収）にもある。

大橋本は、この注釈本文の上に横書きで十三字追加しているが、これは本文中の朱点の所に補入されるのであろう。この十三字は尊経閣本・烏丸本・桃園本・群書類従本ではその朱点の位置にあり、大島本と別本系は別の箇所にある。書陵部本はその朱点の箇所と最後にあり重複するが、「定家釈」は最後にだけある。異本系と「奥入」（『異本紫明抄』所収）には全くない。以上をまとめると、次の通りになる。

・　尊経閣本・烏丸本・桃園本・群書類従本は正しく補入
・　大島本系・別本系は誤って補入

・「定家釈」は最後に追加
・書陵部本は二箇所にある。最初は正しい位置にある一つめしかなかったが、その後「定家釈」のように末尾にあるのを見て、二つめを追加したのであろう。
・異本系と「奥入」（『異本紫明抄』所収）は脱落したのであろう。

次に本文を比較すると、誤写・脱落の他、諸本がそれぞれ大橋本に補足や訂正を加えているが、大橋本と大島本で大きく異なるのは次の三箇所である。

・（ナシ）［大橋本］ー「着」［大島本］
・「小板敷東」　ー「壁下南西」
・（ナシ）　ー「敷畳」

「着」と「敷畳」は大橋本が書き落としたのかもしれないが、「壁下南西」は「小板敷東」の誤写とは考えがたいので、本文を改訂したのであろう。この三例に基づき諸本を分類すると、

・大橋本系ー尊経閣本・烏丸本・桃園本・書陵部本、「定家釈」・「奥入」（『異本紫明抄』所収）
・大島本系ー群書類従本・別本系・異本系

の二つに分かれる。

さて群書類従本は、何によって大橋本の本文を改訂したのであろうか。まず異本系であるが、この巻には大橋本系にない注釈が三項目あるので、それに拠ったのではなかろう。すると大島本系か別本系であるが、この巻の大島本系の注釈は（注17）すべて別本系にもあるので一方に決められないが、大橋本の横書き十三字の位置はどちらとも異なる。つまり本文の改訂はしているが、移し換えはしていない。書陵部本は末尾に追加して重複したが、群書類従本は元の位置でよいと判断したのであろう。

この「踏歌儀」の注釈は、どの諸本も初音の巻にしかない。これとは別の注釈で、「踏歌曲」に関して定家が多久行に尋ねた説は、大橋本（貼紙）と群書類従本は竹河の巻、大島本系と別本系は初音の巻にある。群書類従本の「踏歌儀」の本文が大島本系・別本系のいずれに拠るにせよ、「踏歌曲」の注釈は移していない。これは既に竹河の巻にあるので、重複すると考え元のままにしておいたのであろう（注18）。

以上より、本節と前節をまとめると次の通りになる。

・群書類従本は大橋本系の本文を、桐壺の巻は「定家釈」系によって、初音の巻は大島本系か別本系で改訂している。
・書陵部本は、桐壺の巻も初音の巻も大橋本系であるが、初音の巻は「定家釈」系によって十三字だけ追加し重複している。

六　本文の改訂　―催馬楽―

いままで問題にした大橋本系の異同の原因は、他系統の影響であると見なせたが、本節では「奥入」以外に拠るといえる例を一つ取り上げる。

花宴の巻には、催馬楽が二つ（「貫河」・「石川」）あり、段数は共に大橋本系・「定家釈」が二段まで、大島本系・別本系・異本系が三段まである。二段までの本文の異同によって諸本を分類する

と、次の三種類に分かれる。

A　大橋本・尊経閣本・烏丸本・桃園本・「定家釈」

B　大島本系・別本系

C　書陵部本・群書類従本・異本系

「貫河」の本文異同は

「ましてるはし　しかさらは　」－A・B

「ましてるはしも　しかしあらは」－C

で、前者は催馬楽の鍋島家本、後者は梁塵愚案抄・楽章類語鈔補闕集と一致する（注19）。「石川」の異同は、

「はなたのおひのなかはたえたる」　－A・C

「波奈多の於比の奈可波多伊礼太留加」－B

で、前者は天治本・梁塵愚案抄、後者は鍋島家本の異説と一致する。以上を図式化すると、次のようになる。

・「貫河」　鍋島家本　－A・B

梁塵愚案抄－C

・「石川」　鍋島家本　－B

梁塵愚案抄－A・C

書陵部本・群書類従本の本文は異本系と同じであるが、異本系には大橋本系にない項目が五項目もあるので、項目を追加せず本文のみ改めたと考えなければならない。そこで、これは催馬楽の本文に直接当り改めたのではなかろうか。大橋本は二つの催馬楽の系統が異なるので、B・Cはそれぞれ統一したのであろう。

群書類従本はこの巻の別本系から大橋本にない項目を追加している（第三節の（二））が、催馬楽の本文はいずれとも異なる。これは項目の追加と催馬楽の本文改訂が、別々に行われたからであろう。

結び

最後に述べたように、項目の追加や本文の改訂などは一度だけではなく、時期を異にして幾度もなされたであろう。また、用いられた資料も「奥入」のほか、催馬楽のテキストなど様々である。今後新たに「奥入」が発見された場合、そのような影響を受ける以前の系統を推定するのは、別冊よりも帖末にあって全巻揃っていない方が難しく、些細な異同も見逃せない。本稿は系統を分類する際、注意すべき例をいくつか示したにすぎないが、系統立てに役立てば幸いである。

注

（1）「源氏物語の諸本分類の基準」　国語と国文学　昭和五五年・四月

（2）この系統の原本である定家等筆本は現在、大橋寛治氏所蔵である。従来この原本を定家自筆本、その系統を自筆本系と称したが、「自筆本」という名称にはこの原本のほか、定家が自ら書写した本（いわゆる定家本）という意味もあり紛らわしいので、原本を現在の所蔵者にちなみ大橋本、その系統を大橋本系

統と呼ぶことにする。

(3) 大島本系は、伝定家筆本四帖・伝明融筆臨模本九帖（明融本と略称する）・飛鳥井雅康筆大島家旧蔵本五十一帖（大島本と略称する）の帖末にある。

(4) 別本系は、高松松平文庫本・北海道大学本・九州大学細川文庫本・内閣文庫本・中央大学本・神宮文庫本・岡山大学池田家文庫所蔵土肥秘函旧蔵本・京都大学本（以上の八本をA群とする）と、東海大学桃園文庫所蔵八雲軒本・龍門文庫所蔵田村宗永旧蔵本・島原松平文庫本・岡山大学池田家文庫所蔵一本（外題「為家集」）（以上の四本をB群とする）に分かれる。これはB群が他の系統の影響を受けたためであるので、B群は別本系統からはずすことにする（具体例は第四節参照）。

(5) 異本系は、書陵部所蔵飛鳥井家旧蔵本と神宮文庫所蔵「源語古抄」がある。

(6) 「中山家本源氏物語」（複刻日本古典文学館）　池田利夫氏解説

(7) 注1の論文。なお、別本系との比較はなされていない。

(8) 大島本系の本文は別本系に極めて近く、大橋本より整理されている。これは大橋本を大島本系に改めたためである、と待井新一氏は指摘された。（「源氏物語「奥入」成立考」　国語と国文学　昭和三五年二月）

(9) 例えば岡山大学池田家文庫の土肥秘函旧蔵本は別本系統であるが、大橋本の奥書がある。

(10) 「源氏物語大成　研究篇」九十二頁。なおこの綴じ穴は今も大橋本に残っているとのことである（同書同頁）。

(11) 大橋本の丁数は、その欠葉を補った「源氏物語大成　資料篇」所収の翻刻による。

(12) 頁数は「源氏物語大成　校異篇」による。

(13) 別本系のうち注4のB群はA群と同じであるが、大橋本にない二句の頭に「此一行本ニナシ如何」と記す。これは大橋本系を校合に用いたからである。

(14) 「似」の本文は、「白氏文集」（平岡武夫氏・今井清氏校定　京都大学人文科学研究所刊行）の校異にはない。句の順序に関しては同書において、平岡武夫氏が次のように指摘されている。

「対此如何不涙垂　芙蓉如面柳如眉」の二句、金沢本と管見抄のみがこのように作り、他の諸本はみな二句を互倒している（前掲書「白氏文集の校定序説」四一頁）

(15) 但し、注4で問題にしたB群は大橋本と同じで「先是」と「列立」がなく、A群と対立する。

(16) この巻名を説明した項目は、大橋本系と異本系は巻頭、別本系は巻末にあるが、注4のB群は両方にあって巻末の方に「始メニアルヘシ」と記されている。これは既にある項目でも本文が多少異なる注釈は、重複を厭わず追加したためである。

(17) 大島本の初音の巻には「奥入」はないが、乙女の巻の巻末の四項目（「踏歌儀」を含む）は初音の巻とみられる。詳細は拙稿「「奥入」成立の諸問題」（「源氏物語の探求　第十輯」所収）のA補説　一V参照。

(18) この「踏歌曲」の注釈は、尊経閣本・烏丸本・桃園本と「異本紫明抄」所収の「難義」「奥入」は大橋本と同じ竹河の巻に

あるが、書陵部本と「西円」（「異本紫明抄」所収）は初音の巻に移され、異本系統は両方の巻にある。この異同の原因は、定家が竹河の巻に注した後、初出が初音の巻であることに気付き見出しだけ移したからである。（詳しくは注17の拙稿参照）

（19）催馬楽のテキストには、岩波文庫「神楽歌・催馬楽」・日本古典文学大系「古代歌謡集」・日本歌謡集成を用いる。

（大学院博士後期課程）

古今風の起源と本質

前編　古今和歌集四季歌の作風
第一章　みやこの歌
第二章　大歌のながれ
第三章　帝徳
第四章　花鳥風月のはじめ
第五章　正月儀式
第六章　桜・山寺・吉野山
中編　古今和歌集恋歌の作風
第一章　万葉集婚姻歌の基底
第二章　万葉集婚姻歌の基底―その一
第三章　古今集恋歌の基底
第四章　古今集恋歌の基底―その二
後編　死と生の儀式
第一章　喪制・喪思想より見た万葉集挽歌の様式
―古今集哀傷歌の前提―
第二章　神楽・東歌の本性
第三章　幽玄の継承―源俊頼・藤原俊成の場合―

今井優氏著（A5版　四五二頁　昭和六十一年八月二十日刊　和泉書院　定価一二、五〇〇円）